

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「地域支援事業交付金の交付について」の

改正点について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1175

令和5年10月6日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3986)

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 6 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係

「地域支援事業交付金の交付について」の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の一部を改正しました。

つきましては、改正後全文を以下 URL に掲載し、改正点について以下のとおりまとめましたので、貴管内市町村への周知等をお願いいたします。

記

【改正後全文の掲載先（厚生労働省ウェブサイト）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>

【主な改正点】

○基準額の計算式

上限額の計算式について、今年度における高齢者の伸び率を乗じる等の改正を行う。

○その他

様式について、時点変更等所要の改正を行う。

以上

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL : 03-5253-1111（内線 3986）
FAX : 03-3503-7894